

答 申

1 審査会の結論

佐賀県知事（以下「実施機関」という。）が行った個人情報部分開示決定において非開示とした別表 1 の部分のうち、別表 2 の部分については開示されるべきである。

2 審査請求に至る経過

（ 1 ）個人情報の開示請求

審査請求人は、佐賀県個人情報保護条例（平成 13 年佐賀県条例第 37 号。以下「条例」という。）第 13 条の規定により、実施機関に対して、「私の届出（通報）後に指定障害福祉サービス事業者等に対し県が実施した調査資料等（私の情報を含む。）」について、令和 3 年 1 月 4 日付けで開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

（ 2 ）実施機関の決定

実施機関は、本件開示請求に対して、実施機関が行った指定障害福祉サービス事業者等に対する監査資料の公文書において審査請求人に関する個人情報が記録されている公文書（以下「対象公文書」という。）を特定し、条例第 17 条第 1 項の規定により、その全部を開示する個人情報全部開示決定のほか、その一部を非開示とする個人情報部分開示決定（以下「本件部分開示決定」という。）を令和 3 年 2 月 2 日付けで行った。

（ 3 ）審査請求

審査請求人は、本件部分開示決定を不服として、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 2 条の規定により、令和 3 年 3 月 13 日付けで実施機関に対して審査請求を行った。

3 審査請求人の主張の要旨

審査請求人は、審査請求書において概ね次のとおり主張しているほか、審査請求書及び反論書において本件部分開示決定の内容、実施機関の弁明書の記載の内容に対する審査請求人の意見を述べている。

本件部分開示決定により開示した情報は、審査請求人が請求している事柄に沿った項目とはなっていない。

本件部分開示決定により開示した情報は、開示・非開示の判断が統一されていない部分がある。

施設の問題の早期解決のために非開示情報についても不服がある。

4 実施機関の主張の要旨

実施機関は、弁明書において、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「障害者総合支援法」という。）第 48 条の規定により指定障害福祉サービス事業者等に対する監査を行っており、請求対象となった指定障害福祉サービス事業者等に対しても当該監査を行ったこと、本件開示請求については、当該監査に関するすべての公文書を対象公文書として特定したことを述べたうえで、その一部を非開示とした理由を概ね次のとおり主張している。

（１）条例第 14 条第 2 号への該当性

対象公文書の一部には、事業者の職員、利用者等の審査請求人以外の個人に関する情報が含まれており、当該情報を開示することにより、個人に不利益を与える可能性がある。

（２）条例第 14 条第 3 号への該当性

対象公文書の一部には、事業者等の会議録、会計に関する書類等の法人に関する情報が含まれており、当該情報を開示することにより、法人運営において不利益を与える可能性がある。

（３）条例第 14 条第 7 号への該当性

対象公文書の一部には、監査の進め方や調査内容の精査状況が記載されており、当該情報を開示することにより、円滑な監査の実施を阻害するおそれがある。

また、実施機関は、上記の審査請求人の主張に対して、次のとおり反論している。

本件部分開示決定通知等の別紙等により文書を整理のうえ対応しており、また、審査請求人が提出した事柄に沿った開示を行う義務はない。

審査請求人主張のとおり、一部、開示・非開示の判断が不統一であったため、開示した文書の差替えを行う。

審査請求人の問題の早期解決のためには実施機関が行っている監査の検討状況を開示すべきという趣旨であっても、実施機関内での検討状況は今後の監査の進め方や監査結果の決定を行うに当たっての重要な事項であり、監査結果決定前に当該検討状況等の情報は開示できない。

5 審査会の判断

審査会は、審査請求人及び実施機関の主張を踏まえて審議した結果、次のとおり判断した。

（１）対象公文書の概要

ア 障害福祉サービス

障害者総合支援法は、障害者等が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付等の支援を行うことにより、障害の有無にかかわらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことができる地域社会の実現を目的としており、その目的に沿って住民に最も身近な市町を中心に様々な支援が行われている。

障害福祉サービスの利用を希望する障害者等は、障害福祉サービスに係る介護給付費等の支給申請を行った後、市町から障害者支援区分の認定を受けるとともに、障害者等が提出したサービス等利用計画案等を勘案した介護給付費等の支給決定等を受けることになる。その後、障害者等は、支給決定を受けたサービス等利用計画に基づき、都道府県等が指定した障害福祉サービス事業所等からのサービスを利用するといった流れとなっている。また、指定障害福祉サービス事業者等には、都道府県等への障害福祉サービス等に関する報告義務が課せられており、さらに、当該事業者等の運営の適正化のため、都道府県等において、指定障害福祉サービス事業者等への実地指導・監査とともに、必要に応じた指定取消等の処分も行われている。

イ 実施機関が管理する公文書

通常、実施機関では、個別の障害者等のサービス利用に係る個人情報の収集等を行っていないが、審査請求人との関係では、審査請求人から直接相談等を受け、また、関係する指定障害福祉サービス事業者等への監査も実施していたことから、実施機関において、関係する文書を作成し、又は取得していた。

(2) 対象公文書における非開示情報の該当性

ア 条例第14条第2号の非開示情報の該当性

条例第14条第2号は、開示請求者以外の個人に関する情報が含まれている情報を開示することにより、当該個人を識別できる場合又は当該個人の権利利益を害するおそれがある場合には、これらの情報を非開示情報とする旨を規定している。ただし、これらの情報のうち、法人その他の団体の役員に関する情報（個人番号を除く。）については、条例第2条第1号ただし書きの規定により開示請求者以外の個人情報として保護すべきものから除外されている。また、公務員の職務遂行情報に係る職・氏名（警察職員にあっては警部補以下の階級にある者を除く。）についても、条例第14条第2号ただし書きエの規定により開示請求者以外の個人情報として保護すべきものから除外されている。

この点、対象公文書のうち実施機関が本件部分開示決定により非開示としたものには、指定障害福祉サービス事業者の役員、指定障害福祉サービス事業所の職員及び審査請求人以外の利用者、障害福祉サービス事業に関わる法人等の職員、市、県及び国の職員その他関係者の職、氏名、印影、連絡先等の情報が記載されている部分がある。

したがって、対象公文書において実施機関が非開示としたもののうち、法人の役員等に関する情報に該当する職及び氏名並びに公務員の職務遂行情報に係る職及び氏名は、条例第 14 条第 2 号の非開示情報に該当しないことから、これらの情報を非開示とした実施機関の判断は妥当ではなく、開示されるべきである。

イ 条例第 14 条第 3 号の非開示情報の該当性

条例第 14 条第 3 号は、法人等又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報を開示することにより、これらの事業活動に明らかに不利益を与える場合には、これらの情報を非開示情報とする旨を規定している。ここでいう明らかに不利益を与える場合とは、単に何らかの業務上の不利益が生ずるおそれがあるということでは足りず、正当な利益を害するおそれが客観的かつ具体的に認められる場合でなければならず、当該情報だけでなく、法人等が営む事業の内容及び規模、事業活動における当該情報の位置づけ、開示した場合の影響等を勘案のうえ、開示することによって、法人等に技術開発上、営業販売上、経営管理上及び信用上の支障を生じさせるか否かを個別に判断する必要がある。

この点、対象公文書には、事業内容、事業用資産、事業所得等の法人の事業活動に関する情報が記載されているものとして、サービス等利用に係る契約書及び業務日報、総勘定元帳、サービス等利用計画書、モニタリング記録、アセスメントチェックシート等がある。これらのうち、契約書等に押印された法人の代表者の印影は、法務局に登録された会社の実印によるものであって取引上重要なものであるし、総勘定元帳には、審査請求人の個人情報であることが明らかでない氏名及び当該氏名に付随する債権債務に関するものだけでなく、法人の収入・支出等の財務状況が詳細に記録されているところ、これらの情報が法人の機密情報として保護されるべきことは明らかである。また、障害福祉サービスを提供するに当たって行われるモニタリングにおいては、指定障害福祉サービス事業所の職員だけでなく、それ以外の関係者も参加して意見を述べることもあり、モニタリング記録の中には、支援者等の関係者の意見も記録されているところ、関係者の意見が他に知れることになると、関係者が率直かつ積極的な意見を述べることをためらうこともあり得ることであり、モニタリングを円滑に行うという業務上の正当な利益を害するおそれが客観的かつ具体的に認められる。

したがって、これらの情報（総勘定元帳において実施機関が開示している審査請求人の氏名及び当該氏名に付随する債権債務に関するものを除く。）は、条例第 14 条第 3 号の非開示情報に該当することから、これらの情報を非開示とした実施機関の判断は妥当である。

なお、対象公文書について実施機関が条例第 14 条第 3 号に該当するものとして非開示とした情報のうち、上記で非開示情報に該当すると判断した以外の情

報の中には、同号に該当せず、本来、同条第4号の該当性を問題にして開示・非開示の妥当性を検討すべき情報があるところ、当該情報について検討した結果は次のとおりである。

ウ 条例第14条第4号の非開示情報の該当性

条例第14条第4号は、個人の評価、診断、判定、選考等に関する情報を開示することにより、当該事務事業又は同種の事務事業の性質上、その適正な実施に支障を生ずるおそれのある場合には、これらの情報を非開示情報とする旨を規定している。同号が掲げる事務事業には実施機関が行うもののほか、事業者が行うものも含まれるところ、ここでいう事務事業の適正な実施に支障を生ずるおそれのある場合とは、評価等を伴う事務事業の適正な実施に支障を及ぼすおそれが客観的に認められる場合でなければならない。

この点、対象公文書には、評価者による個人の評価等やその評価等の前提となった情報が記載されているものとして、サービス等利用計画書、モニタリング記録、アセスメントチェックシート等がある。障害者等が適切なサービスを利用できるようにするためには、サービス等利用計画の検証（アセスメント）と必要に応じた見直しを行う過程において障害福祉サービス事業を担う関係者による適正妥当な評価等がなされる必要があるところ、これらの評価等やその評価等の前提となった情報が他に知れるとなると、関係者が障害福祉サービス利用者のために真に必要な適正妥当な評価をすることをためらうことも考えられる。それでは関係者による評価等が抽象化・形骸化し、関係者に対する信頼、ひいては、障害福祉サービス事業を実施する目的及び意義が損なわれかねないのであって、審査請求人又は他の利用者の評価等の適正な実施に支障を及ぼすおそれが客観的に認められる。

したがって、これらの情報（生年月日等の評価等に影響を与えることがないことが明らかな客観的な事実を除く。）は、条例第14条第4号の非開示情報に該当することから、これらの情報を非開示とした実施機関の判断は妥当である。

エ 条例第14条第7号の非開示情報の該当性

条例第14条第7号は、行政機関等が行う検査、監査、取締り等に関する情報の中には、事務の内容及び性格上開示することにより、当該事務の実施の目的を失うもの、公正かつ円滑な実施が阻害されるもの又は開示することにより第三者との信頼、協力関係が著しく損なわれるおそれのあるものがあり、これらの事務の公正かつ円滑な実施を確保する必要がある場合には、これらの情報を非開示情報とする旨を規定している。

この点、対象公文書には、関係者の氏名、特定の指定障害福祉サービス事業者等の過去の実地指導等の状況、通報等があった要確認情報の内容、監査方法及び結果、監査後の措置といった監査対応方針案が記載されているものがある。まず、監査後の措置が決定されていない時点において、それらを開示することにより、当該事業者等に対する監査の公正かつ円滑な実施が阻害されることは

明らかである。また、監査後の措置を行った後においても、それらを開示することにより、通報者や事情聴取に応じた職員等との信頼、協力関係が著しく損なわれるおそれがあり、以後の同様の事案において通報者等の協力を得ることが困難となるものも認められる。なお、本件部分開示決定及び審査会審議の時点においては、実施機関が行った指定障害福祉サービス事業者等に対する監査後の措置は決定していない。

したがって、これらの情報は、条例第 14 条第 7 号の非開示情報に該当することから、これらの情報を非開示とした実施機関の判断は妥当である。

オ 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、審査請求書及び反論書で個別の事情や対象公文書の内容を承知しているといったことを主張しているが、開示・非開示の妥当性については、専ら条例の解釈と適用により判断すべきであり、審査請求人が主張するところをもってその妥当性についての結論が左右されるものではない。

以上のことから、前記「審査会の結論」のとおり判断した。

6 付言

実施機関の決定においては、別表 3 に記載したとおり、全部開示決定を行った公文書と同じ文書を本件部分開示決定の対象公文書として特定したものの、個人情報に記載されていない文書を本件開示請求の対象公文書として特定したものが、そもそも、本件開示請求に係る対象公文書の特定自体に誤りがあった。また、実施機関は、非開示とすべき情報を開示し、開示すべき情報を非開示としていたとして文書の差替えを行っているが、別表 4 に記載したとおり、実施機関が開示したものの中には他にも明らかに非開示とすべきものもあった。これらのほか、前記したとおり、開示されるべき公務員の職務遂行情報に係る職・氏名の情報を非開示にするといった明らかな条例の適用上の誤りもあった。さらに、非開示とすべき結論は同じであるものの、本来であれば、条例第 14 条第 4 号の非開示情報として取り扱うべきものを同条第 3 号の非開示情報として取り扱っているところもあった。このように審査会において対象公文書を確認する限り、実施機関が行った個人情報開示請求等に係る当該事務処理においては、不適當なところが散見される。

実施機関が行った個人情報開示請求に係る当該事務処理は、慎重さを欠いていたと言わざるを得ず、このことは、個人情報の適正な管理を通じて個人の権利利益の保護、県政に対する信頼の確保に資するといった条例の目的に明らかに反するものである。

実施機関においては、今後このようなことがないよう、条例に基づく個人情報の適正な事務処理の実施に努めていただきたい。

7 審査経過

審査会の審査経過は、次のとおりである。

| 年 月 日 | 審 査 経 過 |
|----------------------------|------------------|
| 令和3年6月9日 | ・ 諮問実施機関から諮問書を受理 |
| 令和3年7月28日 (令和3年度第2回審査会) | ・ 審 議 |
| 令和3年10月6日 (令和3年度第3回審査会) | ・ 審 議 |
| 令和4年1月19日 | ・ 答 申 |

(参考)

調査審議した佐賀県情報公開・個人情報保護審査会委員名簿

(五十音順・敬称略)

| 氏 名 | 役 職 名 等 | 備 考 |
|--------|--------------------|-----|
| 實原 隆志 | 福岡大学法学部 教授 | |
| 原 まさ代 | (公社) 全国消費生活相談員協会参与 | |
| 古川 千津子 | 税理士 | |
| 松尾 弘志 | 弁護士 | 会長 |

別表1

| 件名（公文書名） | 実施機関の判断 | |
|------------------------------|---|--------------------|
| | 非開示部分 | 非開示理由 |
| 共同生活援助に係る業務日報 | 障害者福祉施設で共同生活援助を利用している者が特定できる部分（本人以外の利用者の氏名、当該利用者への確認結果等） | 第14条 第2号 |
| 障害福祉サービス事業に係る業務日報 | 障害者福祉施設の施設長の氏 | 第14条 第2号 |
| 工賃一覧表 | 工賃の支払いを受けた者が特定できる部分（本人以外の受取者の氏名、当該者の出勤日数、支給額等） | 第14条 第2号 |
| 共同生活援助利用契約書 （GHサービス利用契約書） | 身元引受人が特定できる部分（本人以外の住所及び氏名） 法人の代表者印 | 第14条 第2号 第3号 |
| 共同生活援助利用契約書に係る了解事項 | 身元引受人が特定できる部分（本人以外の住所及び氏名） 法人の代表者印 | 第14条 第2号 第3号 |
| 共同生活援助利用契約書の運用に関する了解事項 | 身元引受人が特定できる部分（本人以外の住所及び氏名） 法人の代表者印 | 第14条 第2号 第3号 |
| 共同生活援助利用契約及び身元引受人の更新（覚書） | 身元引受人が特定できる部分（本人以外の住所及び氏名） 法人の代表者印 | 第14条 第2号 第3号 |
| 指定共同生活援助重要事項説明書 | 重要事項の説明者の職・氏名 代理人の氏名・続柄 事業者及び施設職員の職、氏名、連絡先等 協力医療機関名等 | 第14条 第2号 第3号 |
| サービス担当者会議の要点（議事録） | 会議出席者の職・氏名 支援のための問題、検討内容、結論 | 第14条 第2号 第3号 |
| 利用者台帳 | 緊急連絡先（者）の氏名、関係、電話番号、住所 | 第14条 第2号 |
| 申請者の現状（基本情報） | 計画作成担当者の氏名 概要（支援経過・現状と課題等） | 第14条 第2号 第3号 |
| 利用者への文書依頼に関する回答 | 回答内容 | 第14条 第3号 |
| 報告書 | 決裁・回覧の欄の印影（社長の私印含む） 報告者の氏名、印影 具体的な対応状況及び施設職員等の氏名 | 第14条 第2号 第3号 |
| モニタリング記録 | サービス管理者の印 出席者の氏 評価・考察、今後の対応等 | 第14条 第2号 第3号 |

| 件名（公文書名） | 実施機関の判断 | |
|----------------------|---|--------------------|
| | 非開示部分 | 非開示理由 |
| モニタリング票 | サービス管理者の氏名 支援方法、状況、課題、長期目標、支援計画の記載内容等 | 第14条 第2号 第3号 |
| サービス等利用計画 | 計画作成担当者の氏名 利用計画における利用者等の意向、援助の方針、解決すべき課題等 | 第14条 第2号 第3号 |
| 共同生活支援計画書（原案） | サービス管理責任者の氏名 施設・事業利用における本人の意向、支援の方針、解決すべき課題等 | 第14条 第2号 第3号 |
| アセスメントチェックシート評価基準表 | 評価者の氏名 評価内容等 | 第14条 第2号 第3号 |
| 総勘定元帳 | 総勘定元帳の内容 | 第14条 第3号 |
| 請求人の相談記録 | 記録に記載された関係者の氏名 | 第14条 第2号 |
| 相談支援センターへのメール | メールに記載された関係者の氏名 | 第14条 第2号 |
| 大まかな契約の流れ | — | — |
| 利用者より障害福祉サービス事業所への文書 | 文書に記載された関係者の氏名 | 第14条 第2号 |
| 家賃についての回答 | 文書にでてくる関係者の氏名 | 第14条 第2号 |
| 利用者様の相談及びお問い合わせについて | 文書に記載された関係者の氏名及び印影 問合せに対する実施内容等 | 第14条 第2号 第3号 |
| 家賃証明書 | 法人の代表者印 | 第14条 第3号 |
| 家賃入金状況 | 請求人による法人への入金状況 | 第14条 第3号 |
| 対応の経過 | 文書に記載された関係者の氏 | 第14条 第2号 |
| 相関図 | 図に出てくる関係者の氏 | 第14条 第2号 |
| 通報者からの経緯資料（R2.7.23） | — | — |
| 市から県への共有資料 | 文書にでてくる関係者の氏名 | 第14条 第2号 |
| 市対応記録 | 文書にでてくる関係者の職・氏名 | 第14条 第2号 |
| 過去実地指導指摘一覧 | 文書にでてくる関係者の職・氏名 | 第14条 第2号 |

| 件名（公文書名） | 実施機関の判断 | |
|-----------------------------------|---|---------------------------|
| | 非開示部分 | 非開示理由 |
| 通報内容一覧 | 検査等に係る情報 | 第14条 第7号 |
| 書類預かり証 | 書類にでてくる関係者の氏名 | 第14条 第2号 |
| 障害福祉サービス事業所等に対する監査の実施についての伺 | 書類にでてくる関係者の氏名 法人のメールアドレス 検査等に係る情報 | 第14条 第2号 第3号 第7号 |
| 障害福祉サービス事業所等に対する監査についての復命 | 書類にでてくる関係者の氏名 検査等に係る情報 | 第14条 第2号 第7号 |
| 障害福祉サービス事業所等に対する監査にかかる書類の提出についての伺 | 書類にでてくる関係者の氏名 検査等に係る情報 | 第14条 第2号 第7号 |
| 障害福祉サービス事業所等への対応方針について | 書類にでてくる関係者の氏名 検査等に係る情報 | 第14条 第2号 第7号 |

別表2

| No | 件名（公文書名） | 実施機関が非開示とした部分 | 開示とした部分 | |
|----|-----------------------------------|---|---------|---|
| | | | ページ | 開示すべき情報 |
| 1 | 指定共同生活援助重要事項説明書 | 重要事項の説明者の職・氏名、代理人の氏名・続柄、事業者及び施設職員の職・氏名・連絡先等、協力医療機関名等 | 5 | 緊急時対応の協力医療機関の情報 |
| | | | 6 | 協力医療機関の情報 |
| 2 | 申請者の現状 | 計画作成担当者の氏名 概要（支援経過・現状と課題等） | 1 | 概要の1行目の生年月日、2行目の卒業高校及び就職先並びに9行目の受診医療機関、11行目の入院医療機関、15行目の退院医療機関並びに16行目及び17行目の利用施設の名称及びその事実（1の概要に記載のある情報のうち2の利用者の状況で開示している明らかな事実） |
| 3 | 利用者への文書依頼に関する回答 | 回答内容 | 1 | ①の3行目、16行目及び18行目に記載の個人情報（個人の氏名に限り、実施機関（県）職員の氏を除く。）以外の部分 |
| 4 | 報告書 | 決裁・回覧の欄の印影（社長の私印含む） 報告者の氏名、印影、施設職員等の氏名 具体的な対応状況 | 1 | 決裁及び回覧の欄の印影、報告者の氏名及び印影並びに対応者の1行目及び2行目に記載の個人情報（個人の氏名）以外の部分 |
| | | | 2 | 1行目から13行目まで及び23行目（所感以外の部分） |
| 5 | モニタリング記録 | サービス管理者の印 出席者の氏 評価・考察、今後の対応等 | 5 | 実施機関（県）及び国の職員の氏 |
| | | | 7 | 請求人の家賃に関する情報の部分 |
| 6 | 総勘定元帳 | 総勘定元帳の内容 | 1~13 | 請求人の借方・貸方に記載の金額の部分 |
| 7 | 請求人の相談記録 | 記録に記載された関係者の氏名 | 1 | 6行目の実施機関（県）職員の氏 |
| 8 | 相談支援センターへのメール | メールに記載された関係者の氏名 | 17 | 25行目の国の職員の氏 |
| | | | 19 | 31行目及び32行目の国の職員の氏 |
| | | | 23 | 4行目の国の職員の氏 |
| 9 | 家賃についての回答 | 家賃についての回答内容 | 1 | 作成者の氏名及び印影（個人情報）以外の部分 |
| 10 | 利用者様の相談及びお問い合わせについて | 文書に記載された関係者の氏名及び印影 問合せに対する実施内容等 | 1 | 文書の宛名の氏、作成者の氏名及び印影並びに施設職員の氏名及び親族（個人情報以外の部分） |
| 11 | 家賃入金状況 | 請求人による法人への入金状況 | 1 | 備考欄に記載された請求人以外の利用者の氏名及び家賃に関する情報（個人情報）以外の部分 |
| 12 | 対応の経過 | 文書に記載された関係者の氏 | 1 | 2行目の国の職員の氏 |
| 13 | 市から県への共有資料 | 文書に記載された関係者の職・氏名 | 1 | 24行目の職・氏 |
| 14 | 市対応記録 | 文書に記載された関係者の職・氏名 | 1 | 18行目、23行目、27行目の法人等の役員等の氏・職 |
| | | | 2 | 9行目の法人等の役員等の氏・職 |
| 15 | 障害福祉サービス事業所等に対する監査の実施についての伺 | 文書に記載された関係者の氏名 法人のメールアドレス 検査等に係る情報 | 9 | 設置者の概要の表に記載の法人等の役員欄の氏名 |
| | | | 14 | 各事業所のメールアドレス |
| 16 | 障害福祉サービス事業所等に対する監査にかかる書類の提出についての伺 | 文書に記載された関係者の氏名 検査等に係る情報 | 9 | 設置者の概要の表に記載の法人等の役員欄の氏名 |
| 17 | 障害福祉サービス事業所等に対する対応方針について | 文書に記載された関係者の氏名 検査等に係る情報 | 1 | |
| | | | 8 | 設置者の概要の表に記載の法人等の役員欄の氏名 |
| | | | 16 | |

別表3

| No | 件名（公文書名） | 審査会としての判断 | 理由 |
|----|---------------------|--------------------------------|---|
| 1 | 大まかな契約の流れ | 開示請求に係る個人情報の特定が適当ではない部分が認められる。 | 全部開示決定を行った個人情報が記載された公文書（非開示情報は認められない）と全く同じもので、個人情報部分開示決定に係る公文書として特定することの整合性が取れないため。 |
| 2 | 通報者からの経緯資料（R2.7.23） | | 公文書に請求者の個人情報が記載されていないため。 |
| 3 | 書類預かり証 | | |
| 4 | 過去実地指導指摘一覧 | | |

別表 4

| No | 件名（公文書名） | ページ | 実施機関が開示とした部分 | 非開示とすべき理由 |
|----|---------------------------------|-----|----------------------|-----------|
| 1 | 利用者台帳 | 1 | 11のかかりつけ医の欄の担当ドクターの氏 | 条例第14条第2号 |
| 2 | 申請者の現状（基本情報） | 1 | 医療の状況のドクターの氏 | |
| 3 | 利用者より障害福祉サービス事業所への文書 【再掲】 | 1 | 相談支援センター職員の氏 | |
| | | 2 | 相談支援センター職員の氏 | |
| 4 | 市対応記録【再掲】 | 4 | 市職員の発言のうち職務遂行外の情報 | |
| 5 | 障害福祉サービス事業所等に対する監査の実施 についての伺 | 9 | 問題の端緒（通報者に係る情報） | 条例第14条第7号 |